

# 令和元年 10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
  - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちなどについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定が必要です。利用する幼稚園を経由して申請してください。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
  - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の制度は継続します。

### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。**

## 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

## 認可外保育実施施設等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額 4.2 万円までの利用料が無償化**されます。

### 【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないことがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の提示を求めるとなっております。

問い合わせ先：金沢市福祉局こども未来部保育幼稚園課

TEL：076-220-2299 FAX：076-220-2360 MAIL：hoiku@city.kanazawa.lg.jp